

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査

2 監査実施日 平成25年11月1日

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉 協議会	平成24年度 地域福祉指導員設置費補助金等 15,486,000円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・地区社協活動保険料補助金の不用額を地区社協活動費補助金の対象事業に充当していた。
	平成24年度 こども発達支援センター運営事業補助金 16,000,000円	・補助事業の名称及び内容が一致しない等、交付申請書と実績報告書が符号しなかった。
	平成24年度 にしこども館指定管理料 15,210,000円	事業は目的に沿って運営管理され、その経理事務についてもおおむね適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

足利市社会福祉協議会への補助金の交付に当たっては、対象経費や補助金額等を明確にする等、補助事業執行の適切な指導をするとともに、補助金に関する書類の十分な確認を図られたい。